

第 38 号議案

豊川市漁港管理条例の一部改正について

豊川市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市漁港管理条例の一部を改正する条例

豊川市漁港管理条例（平成 19 年豊川市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
占用の 種 類	区分	単位	占用料	占用の 種 類	区分	単位	占用料
(略)				(略)			
電柱等 の工作 物	第 1 種電柱	1 本に つき 1 年	<u>930円</u>	電柱等 の工作 物	第 1 種電柱	1 本に つき 1 年	<u>890円</u>
	第 2 種電柱		(略)		第 2 種電柱		(略)
	第 3 種電柱		<u>1,900円</u>		第 3 種電柱		<u>1,800円</u>
	第 1 種電話 柱		<u>830円</u>		第 1 種電話 柱		<u>790円</u>
	第 2 種電話 柱		(略)		第 2 種電話 柱		(略)
	第 3 種電話 柱		<u>1,800円</u>		第 3 種電話 柱		<u>1,700円</u>
	その他の柱 類		<u>83円</u>		その他の柱 類		<u>79円</u>
(略)				(略)			
変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話 所		1 個に つき 1 年	<u>1,700円</u>	変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話 所		1 個に つき 1 年	<u>1,600円</u>
広告塔		表示面 積 1 平 方メー トルに つき 1	<u>2,400円</u>	広告塔		表示面 積 1 平 方メー トルに つき 1	<u>2,500円</u>

		年				年		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>			その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,600円</u>
水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>35円</u>	水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>33円</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>50円</u>		<u>48円</u>			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>75円</u>		<u>71円</u>			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>99円</u>		<u>100円</u>			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150円</u>		<u>140円</u>			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200円</u>		<u>190円</u>			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>350円</u>		<u>330円</u>			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>500円</u>		<u>480円</u>			

	外径が1メートル以上のもの	990円		外径が1メートル以上のもの	950円
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、市の漁港施設の占用に係る占用料の適正化を図る必要があるからである。